

国土交通省の政策評価  
(平成25年度予算概算要求等関係その2)

平成24年9月

国土交通省

# 目 次

## 5. 個別公共事業の評価

|                                    |   |
|------------------------------------|---|
| ○個別公共事業の評価一覧 . . . . .             | 1 |
| ○平成 25 年度予算概算要求等に係る個別公共事業評価書 . . . | 4 |

# 個別公共事業評価結果一覧

## ■平成25年度予算概算要求に係る新規事業採択時評価について(直轄事業)

・政府予算案の閣議決定時に、個別箇所です予算措置を公表する事業評価を行う事業を対象としたものである。

### 【その他施設費】

#### 【船舶建造事業】

| 都道府県<br>(実施箇所) | 事業名             | 全体事業費<br>(億円) | 評 価  |
|----------------|-----------------|---------------|--|
| -              | 大型巡視船(PL型)4隻建造  | 188           | 整備しようとする大型巡視船(PL型)は、連続行動能力、監視・探証能力、制圧能力及び災害対処能力等の能力が強化されており、我が国周辺海域における海洋権益の保全、東海地震、東南海・南海地震等による大規模災害発生時の救援等の事案対応体制の強化を図ることができる。 |
| -              | 大型巡視艇(30m型)3隻建造 | 46            | 整備しようとする大型巡視艇(30m型)は、追跡・捕捉能力、監視・探証能力、制圧能力等の能力が強化されており、我が国周辺海域の海洋権益の保全等の事案対応体制の強化を図ることができる。                                       |
| -              | 大型巡視艇(23m型)6隻建造 | 41            | 整備しようとする大型巡視艇(23m型)は、速力、操縦性能、救援物資等輸送能力、水中捜索機能等の能力・機能が強化されており、東海地震、東南海・南海地震等による大規模災害発生時の救援等の事案対応体制の強化を図ることができる。                   |

(注)海上保安業務需要毎に、事業を実施した場合(with)、事業を実施しなかった場合(without)それぞれについて業務需要を満たす度合いを評価するとともに、事業により得られる効果について評価する。

#### 【海上保安官署施設整備事業】

| 都道府県<br>(実施箇所) | 事業名         | 全体事業費<br>(億円) | 事業計画<br>の必要性 | 事業計画<br>の合理性 | 事業計画<br>の効果 | 備考 |
|----------------|-------------|---------------|--------------|--------------|-------------|----|
| 北海道            | 釧路航空基地施設の整備 | 3.7           | 100点         | 100点         | 121点        |    |

(注) 事業計画の必要性 - 既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標  
 事業計画の合理性 - 採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標  
 事業計画の効果 - 通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標  
 (採択要件:事業計画の必要性、事業計画の合理性及び事業計画の効果がいずれも100点以上)

## ■平成25年度予算概算要求に係る再評価について(直轄事業)

・政府予算案の閣議決定時に、個別箇所です予算措置を公表する事業評価を行う事業を対象としたものである。

・評価指標として、本一覧においては、便宜上B/Cのみ記載しているが、事業評価の実施にあたっては、費用便益分析によりB/Cを算出するとともに、その他の定量的・定性的な効果や事業の実施環境等を総合的に勘案して評価を行っている。

### 【公共事業関係費】

#### 【ダム事業】

| 都道府県<br>(実施箇所) | 事業名         | 全体事業費<br>(億円) | B/C  | 対応方針  | 備考   |
|----------------|-------------|---------------|------|-------|--|
| 北海道            | 沙流川総合開発事業   | 573           | 1.3  | 継続    | (注1)   |
| 埼玉県            | 荒川上流ダム再開発事業 | -             | -    | 評価手続中 | 社会経済情勢の変化等を踏まえた検討を行った上で、国土交通省としての対応方針を決定することとしており、現時点では「評価手続中」としている。(注2) |
| 長野県            | 三峰川総合開発事業   | 500           | 1.04 | 継続    | (注3)   |
| 静岡県・愛知県        | 天竜川ダム再編事業   | 790           | 3.1  | 継続    |  |
| 愛媛県            | 山鳥坂ダム建設事業   | 850           | 1.3  | 継続    | (注1)   |
| 愛媛県            | 鹿野川ダム改造事業   | 420           | 1.8  | 継続    |  |

(注1):「河川及びダム事業の再評価実施要領細目」(平成22年4月1日河川局長通知)に基づいて行った再評価結果としては、事業を継続することが妥当と考える。しかしながら、当該事業は検証の対象に選定している事業であることから、新たな段階に入らず、現段階を継続するものとし、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日河川局長通知)に基づき検証を行い、その結果に応じてその後の事業の進め方を改めて判断する。

(注2): 今回の再評価における費用便益分析は、現計画の総事業費及び工期を用いて評価を行ったものである。なお、現在進めている「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日河川局長通知)に基づく検証においては、総事業費及び工期についても点検を行ったうえで、その後の検討を行うこととしている。

(注3): 当該事業は検証の対象に選定している事業であることから、新たな段階に入らず、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日河川局長通知)に基づき検証を行い、その結果に応じてその後の事業の進め方を判断する。

(注3): 戸草ダムと美和ダム再開発による特定多目的ダム事業である三峰川総合開発事業は、美和ダム再開発による河川総合開発事業である三峰川総合開発事業として継続。検証の対象である戸草ダムについては、河川整備計画の目標を達成する手段としては河道整備及び既設ダムの洪水調節機能の強化が優位であるため、長期的な治水に関する目標の達成に向けて必要となる洪水調節施設として、今後の社会経済情勢等の変化に合わせ、建設実施時期を検討することを前提に、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の意見を聴いて、戸草ダムの対応方針を決定する予定。

全体事業費及びB/Cは、美和ダム再開発に係る事項のみ記載している。

### 【その他施設費】

#### 【官庁営繕事業】

| 都道府県<br>(実施箇所) | 事業名                 | 全体事業費<br>(億円) | 事業計画<br>の必要性 | 事業計画<br>の合理性 | 事業計画<br>の効果 | 対応方針 | 備考 |
|----------------|---------------------|---------------|--------------|--------------|-------------|------|----|
| 東京都            | 中央合同庁舎第8号館          | 196           | 120<br>点     | 100<br>点     | 146<br>点    | 継続   |    |
| 東京都            | 中央合同庁舎第4号館          | 581           | -            | -            | -           | 中止   | ※1 |
| 宮城県            | 仙台第1地方合同庁舎<br>(増築棟) | 122           | 122<br>点     | 100<br>点     | 133<br>点    | 継続   |    |
| 東京都            | 東雲合同庁舎              | 90            | 133<br>点     | 100<br>点     | 146<br>点    | 継続   |    |
| 東京都            | 立川地方合同庁舎            | 55            | 128<br>点     | 100<br>点     | 133<br>点    | 継続   |    |

事業計画の必要性—既存施設の老朽・狭あい・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標

事業計画の合理性—採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行う

ことの合理性を評価する指標(合理性の有無により、100点か0点のいずれかを評点とする)

事業計画の効果—「業務を行うための基本機能」と「施策に基づく付加機能」の2つの機能について評価する指標

(採択要件: 事業計画の必要性100点以上、事業計画の合理性100点、事業計画の効果100点以上を全て満たす)

※1 事業の必要性等に変化はないが、今後の事業進捗を見込むことが困難であり、コスト縮減や代替案立案等(事業手法・施設規模等の見直し)の可能性はない。国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領 第5. 4. ③による中止。

## ■平成24年度予算に係る再評価について

・事業評価対象の補助事業等(補助事業等および独立行政法人等施行事業(独立行政法人等が行う補助事業に限る。))のうち、平成24年3月時点で「評価手続中」であったものである。

・評価指標として、本一覧においては、便宜上B/Cのみ記載しているが、事業評価の実施にあたっては、費用便益分析によりB/Cを算出するとともに、その他の定量的・定性的な効果や事業の実施環境等を総合的に勘案して評価を行っている。

### 【公共事業関係費】

#### 【ダム事業】

| 都道府県<br>(実施箇所) | 事業主体 | 事業名        | 全体事業費<br>(億円) | B/C | 対応方針 | 備考 |
|----------------|------|------------|---------------|-----|------|----|
| 佐賀県            | 佐賀県  | 井手口川ダム建設事業 | 138           | 1.5 | 継続   |    |

平成 25 年度予算概算要求等に係る  
個別公共事業評価書

# 平成25年度予算概算要求等に係る個別公共事業評価書

平成24年9月7日 国土交通省

国土交通省政策評価基本計画（平成24年9月7日改正）及び平成24年度国土交通省事後評価実施計画（平成24年9月7日最終変更）に基づき、個別公共事業についての新規事業採択時評価及び再評価を実施した。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。

## 1. 個別公共事業評価の概要について

（評価の対象）

国土交通省では、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての所管公共事業を対象として、事業の予算化の判断に資するための評価（新規事業採択時評価）、事業の継続又は中止の判断に資するための評価（再評価）及び改善措置を実施するかどうか等の今後の対応の判断に資する評価（完了後の事後評価）を行うこととしている。

新規事業採択時評価は、原則として事業費を予算化しようとする事業について実施し、再評価は、事業採択後一定期間（直轄事業等は3年間。補助事業等は5年間）が経過した時点で未着工の事業及び事業採択後長期間（5年間）が経過した時点で継続中の事業、社会経済情勢の急激な変化により再評価の実施の必要が生じた事業等について実施する。また、完了後の事後評価は、事業完了後の一定期間（5年以内）が経過した事業等について実施する。

（評価の観点、分析手法）

国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局が、費用対効果分析を行うとともに事業特性に応じて環境に与える影響や災害発生状況も含め、必要性・効率性・有効性等の観点から総合的に評価を実施する。特に、再評価の際には、投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等、といった視点で事業の見直しを実施する。事業種別の評価項目等については別添1（評価の手法等）のとおりである。

（第三者の知見活用）

再評価及び完了後の事後評価にあたっては、学識経験者等から構成される事業評価監視委員会の意見を聴くこととしている。また、直轄事業等の新規事業採択時評価においても、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととしている。

また、評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について公共事業評価手法研究委員会において検討し、事業種別毎の評価手法の策定・改定について、評価手法研究委員会において意見を聴くこととしている。

また、評価の運営状況等について、国土交通省政策評価会において意見等を聴取することとしている（国土交通省政策評価会の議事概要等については、国土交通省政策評価ホームページ（<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka>）に掲載することとしている）。

## 2. 今回の評価結果について

今回は、平成25年度予算概算要求にあたって、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表する事業について新規事業採択時評価4件、再評価11件及び平成24年度予算に係る評価として再評価1件を実施した。事業種別ごとの担当大臣政務官は別紙、件数一覧は別添2、評価結果は別添3のとおりである。

なお、個々の事業評価の詳細な内容については、以下のホームページに記載している。

事業評価カルテ(<http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/jghks/chart.htm>)

事業評価関連リンク([http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09\\_public\\_07.html](http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_07.html))

事業種別ごとの担当大臣政務官は下表のとおり。

| 事業種別             | 担当大臣政務官 |
|------------------|---------|
| <b>【公共事業関係費】</b> |         |
| ダム事業             | 津川 祥吾   |
| <b>【その他施設費】</b>  |         |
| 官庁営繕事業           | 室井 邦彦   |
| 船舶建造事業           | 室井 邦彦   |
| 海上保安官署施設整備事業     | 室井 邦彦   |

| 事業名<br>( )内は<br>方法を示す。*  | 評価項目   |  | 評価を行う過程において使用した資料等  | 担当部局  |           |
|--------------------------|--|--|---|---|-----------|
|                          | 費用便益分析   |  |   |   |           |
|                          | 費用   | 便益   |   |   |           |
| 河川・ダム事業<br>(代替法、CVM・TCM) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費</li> <li>・維持管理費</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・想定年平均被害軽減期待額</li> <li>・水質改善効果等(環境整備事業の場合)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時の影響</li> <li>・過去の災害実績</li> <li>・災害発生危険度</li> <li>・地域開発の状況</li> <li>・地域の協力体制</li> <li>・河川環境等をとりまく状況等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国勢調査メッシュ統計</li> <li>・水害統計等</li> </ul> | 水管理・国土保全局 |

| 事業名              | 評価項目  | 評価を行う過程において使用した資料等  | 担当部局  |       |
|------------------|---|---|---|-------|
| 官庁営繕事業           | 評価対象事業について、右のような要素ごとに、評価指標により評点方式で評価するとともに、その他の要素も含め総合的に評価する。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画の必要性</li> <li>・事業計画の合理性</li> <li>・事業計画の効果</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・官庁建物実態調査</li> </ul> | 官庁営繕部 |
| 船舶建造事業<br><巡視船艇> | 評価対象を整理した上で、右のような海上保安業務需要ごとに、事業を実施した場合(with)、事業を実施しなかった場合(without)それぞれについて業務需要を満たす度合いを評価するとともに、事業により得られる効果について評価する。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・海上警備業務</li> <li>・海上環境保全業務</li> <li>・海上交通安全業務</li> <li>・海難救助業務</li> <li>・海上防災業務</li> <li>・国際協力・国際貢献業務</li> </ul> |   | 海上保安庁 |
| 海上保安官署施設整備事業     | 評価対象事業について、右のような要素ごとに、評価指標により評点方式で評価するとともに、その他の要素も含め総合的に評価する。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の緊急性</li> <li>・計画の妥当性</li> <li>・事業の効果</li> </ul>  |   | 海上保安庁 |

※費用便益分析に用いる便益の把握の方法

代替法

事業の効果の評価を、評価対象社会資本と同様な効果を有する他の市場財で、代替して供給した場合に必要なとされる費用によって評価する方法。

TCM(トラベルコスト法)

対象とする非市場財(環境資源等)を訪れて、そのレクリエーション、アメニティを利用する人々が支出する交通費などの費用と、利用のために費やす時間の機会費用を合わせた旅行費用を求めることによって、その施設によってもたらされる便益を評価する方法。

CVM(仮想的市場評価法)

アンケート等を用いて評価対象社会資本に対する支払意思額を住民等に尋ねることで、対象とする財などの価値を金額で評価する方法。

平成25年度予算に向けた新規事業採択時評価について

【その他施設費】

| 事業区分         | 新規事業採択箇所数 |
|--------------|-----------|
| 船舶建造事業       | 3         |
| 海上保安官署施設整備事業 | 1         |
| 合計           | 4         |

## 平成25年度予算に向けた再評価について

### 【公共事業関係費】

| 事業区分 | 再評価実施箇所数 |        |        |      |     |   | 再評価結果   |   |    |       |
|------|----------|--------|--------|------|-----|---|---------|---|----|-------|
|      | 一定期間未着工  | 長期間継続中 | 準備計画段階 | 再々評価 | その他 | 計 | 継続      |   | 中止 | 評価手続中 |
|      |          |        |        |      |     |   | うち見直し継続 |   |    |       |
| ダム事業 |          |        |        | 6    |     | 6 | 5       | 0 |    | 1     |
| 直轄事業 |          |        |        |      |     |   |         |   |    |       |
| 合計   | 0        | 0      | 0      | 6    | 0   | 6 | 5       | 0 | 0  | 1     |

### 【その他施設費】

| 事業区分   | 再評価実施箇所数 |        |        |      |     |   | 再評価結果   |   |    |       |
|--------|----------|--------|--------|------|-----|---|---------|---|----|-------|
|        | 一定期間未着工  | 長期間継続中 | 準備計画段階 | 再々評価 | その他 | 計 | 継続      |   | 中止 | 評価手続中 |
|        |          |        |        |      |     |   | うち見直し継続 |   |    |       |
| 官庁営繕事業 |          | 4      |        |      | 1   | 5 | 4       | 0 | 1  |       |
| 合計     | 0        | 4      | 0      | 0    | 1   | 5 | 4       | 0 | 1  | 0     |

(注) 再評価対象基準

一定期間未着工: 事業採択後一定期間(直轄事業等は3年間、補助事業等は5年間)が経過した時点で未着工の事業  
 長期間継続中: 事業採択後長期間(5年間)が経過した時点で継続中の事業  
 準備計画段階: 準備・計画段階で一定期間(直轄事業等3年間、補助事業等5年間)が経過している事業  
 再々評価: 再評価実施後一定期間(直轄事業等3年間、補助事業等5年間)が経過している事業  
 その他: 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

## 平成24年度予算に係る再評価について

### 【公共事業関係費】

| 事業区分 |      | 再評価実施箇所数 |        |        |      |     | 再評価結果 |               |    |           |   |
|------|------|----------|--------|--------|------|-----|-------|---------------|----|-----------|---|
|      |      | 一定期間未着工  | 長期間継続中 | 準備計画段階 | 再々評価 | その他 | 計     | 継続<br>うち見直し継続 | 中止 | 評価<br>手続中 |   |
| ダム事業 | 補助事業 |          |        |        | 1    |     | 1     | 1             |    |           |   |
| 合計   |      | 0        | 0      | 0      | 1    | 0   | 1     | 1             | 0  | 0         | 0 |

(注) 再評価対象基準

一定期間未着工: 事業採択後一定期間(直轄事業等は3年間、補助事業等は5年間)が経過した時点で未着工の事業  
 長期間継続中: 事業採択後長期間(5年間)が経過した時点で継続中の事業  
 準備計画段階: 準備・計画段階で一定期間(直轄事業等3年間、補助事業等5年間)が経過している事業  
 再々評価: 再評価実施後一定期間(直轄事業等3年間、補助事業等5年間)が経過している事業  
 その他: 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

## 新規事業採択時評価結果一覧

## 【その他施設費】

## 【船舶建造事業】

| 事業名<br>事業主体                    | 総事業費<br>(億円) | 評 価   | 担当課<br>(担当課長名)                      |
|--------------------------------|--------------|---|-------------------------------------|
| 大型巡視船（P L型）<br>建造（4隻）<br>海上保安庁 | 188          | 整備しようとする大型巡視船（P L型）は、連続行動能力、監視・探証能力、制圧能力及び災害対処能力等の能力が強化されており、我が国周辺海域における海洋権益の保全、東海地震、東南海・南海地震等による大規模災害発生時の救援等の事業対応体制の強化を図ることができる。 | 海上保安庁<br>装備技術部<br>船舶課<br>(課長 浅野 富夫) |
| 大型巡視艇（30m<br>型）建造（3隻）<br>海上保安庁 | 46           | 整備しようとする大型巡視艇（30m型）は、追跡・捕捉能力、監視・探証能力、制圧能力等の能力が強化されており、我が国周辺海域の海洋権益の保全等の事業対応体制の強化を図ることができる。  |                                     |
| 大型巡視艇（23m<br>型）建造（6隻）<br>海上保安庁 | 41           | 整備しようとする大型巡視艇（23m型）は、速力、操縦性能、救援物資等輸送能力、水中捜索機能等の能力・機能が強化されており、東海地震、東南海・南海地震等による大規模災害発生時の救援等の事業対応体制の強化を図ることができる。                    |                                     |

## 【海上保安官署施設整備事業】

| 事業名<br>事業主体          | 総事業費<br>(億円) | 評 価          |              |             |   | 担当課<br>(担当課長名)                        |
|----------------------|--------------|--------------|--------------|-------------|---|---------------------------------------|
|                      |              | 事業計画<br>の必要性 | 事業計画<br>の合理性 | 事業計画<br>の効果 | その他   |                                       |
| 釧路航空基地施設の整備<br>海上保安庁 | 3.7          | 100<br>点     | 100<br>点     | 121<br>点    | 庁舎の増築により執務環境の改善を図り、海難救助・テロ対策・危機管理体制の強化・海洋権益の保全等多岐にわたる業務ニーズに迅速にかつ的確に対応させることが出来る。 | 海上保安庁<br>装備技術部<br>施設補給課<br>(課長 奥原 徳男) |

- ・事業計画の必要性—既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標
- ・事業計画の合理性—採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標
- ・事業計画の効果—通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標

※採択要件：事業計画の必要性、事業計画の合理性及び事業計画の効果がいずれも100点以上

## 平成25年度予算概算要求に向けた再評価結果一覧

【公共事業関係費】

【ダム事業】  
(直轄事業等)

| 事業名<br>事業主体                 | 該当基<br>準 | 総事業費<br>(億円) | 費用便益分析         |             | 費用:C<br>(億円) | B/C    | 貨物換算が困難な効果等<br>による評価   | 再評価の視点<br>(投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト削減等)  | 対応方針  | 担当課<br>(担当課長<br>名)  |                                |
|-----------------------------|----------|--------------|----------------|-------------|--------------|--------|--|--|-------|---|--------------------------------|
|                             |          |              | 貨物換算した便益:B(億円) | 便益の内訳及び主な根拠 |              |        |  |  |       |   |                                |
| 沙流川総合<br>開発事業<br>北海道開発<br>局 | 再々評<br>価 | 573*         | 942*           |             | 702*         | 1.3*   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・沙流川流域では、昭和37年8月、昭和50年8月、平成4年8月、平成13年9月、平成15年8月、平成18年8月等に洪水被害が発生している。主な洪水被害としては、平成15年8月の洪水で沙流川流域において氾濫面積345ha、283戸の洪水被害が発生している。</li> <li>・沙流川では、流水の正常な機能を維持するために必要な流量を頻繁に下回っており、平取町の水道は、平成3年2月から3月にかけて18日間の夜間断水を伴う取水制限を行っている。白鳥町の水道は、平成19年から20年にかけて濁水により、給水車の給水、温泉施設における営業時間の短縮などの対応を行っている。また、近年5ヶ年においても濁水により115日間の手動制御での取水量調整を行っており、そのうち22日間は1日10時間以上の調整を行っている。</li> <li>(以下、関連事業に関するもの)</li> <li>・当該事業により、水道用水が確保が可能となる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業の必要性等に関する視点                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回の再評価(平成21年度)以降において、氾濫のおそれがある区域を含む町の総人口はやや減少しているものの、総世帯数に大きな変化はない。</li> <li>・関連事業についても、当事業への参画内容に変更はない。</li> <li>・現在、生活再建工事段階であり、平成24年3月現在で進捗率は39%(事業費ベース)</li> </ul> </li> <li>② 事業の進捗の見込みの視点                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、ダム事業の検証に係る検討を行っているところ。</li> </ul> </li> <li>③ コスト削減や代替案立案等の可能性の視点                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・付替道路の橋梁架け替えにおいて、上部工については、2つの異橋種を連続化構造とすることで鋼材量が減少し、下部工についても、複合構造橋脚を用いることにより施工にかかる手間を軽減し、コスト削減に努めている。</li> <li>・従前の考え方に基づいて行った代替案の既往検討結果では、コスト、社会的影響、工期等の観点から、現計画案(平取ダムの新設及び河道掘削)が最速と判断している。</li> <li>(なお、現在進めているダム事業の検証に係る検討においては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、改めて代替案の比較を行うこととしている。)</li> </ul> </li> </ul>   | 継続    | (「河川及びダム事業の再評価実施要領細目」(平成22年4月1日河川局長通知)に基づいて行った再評価の結果としては、事業を継続することが妥当と考える。しかしながら、当該事業は検証の対象に選定している事業であることから、新たな段階に入らず、現段階を継続するものとし、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日河川局長通知)に基づき検証を行い、その結果に応じてその後の事業の進め方を改めて判断する。)  | 水管理・国土保全局<br>治水課<br>(課長 森北 佳昭) |
| 荒川上流ダム再開発事業<br>関東地方整備局      | 再々評<br>価 | -            | -              |             | -            | -      |  |  | 評価手続中 | 水管理・国土保全局<br>治水課<br>(課長 森北 佳昭)  |                                |
| 三峰川総合<br>開発事業<br>中部地方整備局    | 再々評<br>価 | 500**        | 786**          |             | 753**        | 1.04** | <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和36年6月、昭和43年8月、昭和57年7月、昭和58年9月、平成18年7月等に洪水被害が発生している。主な洪水被害としては、平成18年7月洪水では、死者・行方不明者12名、全壊・半壊12戸、床上浸水1,116戸、床下浸水1,807戸、浸水面積661haの洪水被害が発生している。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業の必要性等に関する視点                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回の再評価(平成21年度)以降において、三峰川、天竜川の氾濫により浸水の恐れのある区域を含む流域10市町村の人口は、ほぼ横ばいであり、大きな変化はない。</li> <li>・現在、湖内堆砂対策施設として予定している排砂工法について、実証実験を実施したところであり、平成24年3月で進捗率は約85%(事業費ベース)</li> </ul> </li> <li>② 事業の進捗の見込みの視点                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・美和ダム再開発の実施においては、天竜川の治水安全度の向上のために、洪水調節機能を強化することの重要性に鑑み、効果の早期発現に向け、利水容量の一部の洪水調節容量への振替、湖内堆砂対策施設の整備を進めていく。</li> <li>・なお、湖内堆砂対策施設として計画している吸引工法については、技術開発途上の工法であることから、学識経験者等による委員会を設置し助言を頂きながら、美和ダム貯水池における実証実験を行い、吸引能力については確保可能であることが確認された。湖内堆砂対策施設については、実証実験の結果を踏まえて施設計画の検討、設計を行い、施工段階へと進め、事業完了を目指す。</li> <li>・戸草ダムは、河川整備計画の目標を達成する手段としては河道整備及び既設ダムの洪水調節機能の強化が優位であるため、長期的な治水に関する目標の達成にむけて必要となる洪水調節施設として、今後の社会経済情勢等の変化に合わせて、建設実施時期を検討する。</li> <li>③ コスト削減や代替案立案等の可能性の視点                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・美和ダム再開発については、学識経験者等の委員で構成する、「美和ダム再開発事業等監理委員会」を設置し、各年度の予算と事業内容、コスト削減等について報告している。</li> <li>・洪水調節について、天竜川水系河川整備計画(平成21年7月)においては、対策案を比較して、財政上の制約、早期かつ広域的な効果発現等を勘案し、河道整備及び美和ダム等の既設ダムの洪水調節機能の強化により水位低下を図ることとしている。このたび、河道整備+美和ダム再開発+戸草ダムの案を検討した場合においても、河川整備計画において選定した河道整備+美和ダム等既設ダム洪水調節機能強化が優位となり、戸草ダムの洪水調節は代替可能であることが確認された。</li> <li>・流水の正常な機能の維持について、天竜川水系河川整備計画(平成21年7月)において、目標を達成するため、水利用の合理化を推進することで正常流量の一部を回復するよう努めることとしていることとおり、戸草ダムの流水の正常な機能の維持については、代替可能である。</li> <li>・現時点では、利水参画は期待できないことから、工業用水及び発電については、代替案の立案の必要性はない。</li> </ul> </li> </ul> </li></ul> | 継続    | (戸草ダムと美和ダム再開発による特定多目的ダム事業である三峰川総合開発事業は、美和ダム再開発による河川総合開発事業である三峰川総合開発事業として継続。検証の対象である戸草ダムについては、河川整備計画の目標を達成する手段としては河道整備及び既設ダムの洪水調節機能の強化が優位であるため、長期的な治水に関する目標の達成に向けて必要となる洪水調節施設として、今後の社会経済情勢等の変化に合わせて、建設実施時期を検討することを前提に、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の意見を聴いて、戸草ダムの対応方針を決定する予定。) | 水管理・国土保全局<br>治水課<br>(課長 森北 佳昭) |

|                   |      |      |        |      |      |   |    |                        |
|-------------------|------|------|--------|------|------|---|----|------------------------|
| 天竜川ダム再編事業中部地方整備局  | 再々評価 | 790  | 2,751  | 898  | 3.1  | <p>①事業の必要性等に関する視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回の再評価（平成21年度）以降において、天竜川の氾濫により浸水の恐れのある区域を含む流域2市の人口は、ほぼ横ばいであり、大きな変化はない。</li> <li>・現在、吸引方式排砂工法の実証実験を含む施設計画の検討を実施したところであり、平成24年3月現在で進捗率約10%（事業費ベース）</li> </ul> <p>②事業の進捗の見込みの視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の実施においては、天竜川の治水安全度の向上のために、新たに洪水調節機能を確保することの重要性に鑑み、効果の早期発現に向け、事業の進め方を含めた段階的な対応について検討している。</li> <li>・なお、恒久堆砂対策施設として計画している、吸引方式排砂工法については、技術開発途上の工法であることから、学識経験者等による委員会を設置し、助言を頂きながら佐久間ダム貯水池における現地実験などの実証実験を行い、新たな知見が得られた一方で、佐久間ダム貯水池に適用するにあたっての吸引能力、施工性等の課題が明らかになった。恒久堆砂対策施設については、先進事例である美和ダム再開発事業における恒久堆砂対策施設の実績等も参考に、引き続き検討を進めていく必要がある。</li> </ul> <p>③コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学識経験者等の委員で構成する「天竜川ダム再編事業費等監視委員会」を設け、各年度の予算と事業内容、コスト縮減等について報告している。</li> <li>・天竜川水系河川整備計画（平成21年7月）においては、案1：河道整備案、案2：河道整備+新たな洪水調節施設、案3：河道整備+天竜川ダム再編事業の3案の対案案を比較して、財政上の制約、早期かつ広域的な効果発現等を考慮し、案3の河道整備を行うとともに天竜川ダム再編事業の実施を選択している。</li> </ul> | 継続 | 水管理・国土保全局治水課（課長 森北 佳昭） |
| 山島坂ダム建設事業四国地方整備局  | 再々評価 | 850※ | 1,159※ | 870※ | 1.3※ | <p>①事業の必要性等に関する視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回の再評価（平成21年度）以降においては、主な洪水被害発生区域を含む大洲市の総人口・総世帯数に大きな変化はないが、大洲市の中心地区である東大洲地区では市街化が進行し、店舗進出数が増加している。</li> <li>・現在、調査・地元説明段階であり、平成24年3月末時点で進捗率は約22%（事業費ベース）</li> </ul> <p>②事業の進捗の見込みの視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、ダム事業の検証に係る検討を行っているところ。</li> </ul> <p>③コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学識経験者等の委員で構成する「ダム事業費等監視委員会」を平成20年度より設置し、各年度の工事工程の進捗状況やコスト縮減対策の実施状況等について意見を頂いている。</li> <li>・従前の考え方に基づいて行った代替案の既往検討結果では、社会的影響等の観点から山島坂ダムの建設が最適と判断している。（なお、現在進めているダム事業の検証に係る検討においては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、改めて代替案の比較を行うこととしている。）</li> </ul>  | 継続 | 水管理・国土保全局治水課（課長 森北 佳昭） |
| 鹿野川ダム改進黨事業四国地方整備局 | 再々評価 | 420  | 893    | 498  | 1.8  | <p>①事業の必要性等に関する視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回の再評価（平成21年度）以降においては、主な洪水被害発生区域を含む東大洲地区では市街化が進行し、店舗進出数が増加している。</li> <li>・現在、トンネル洪水吐工事に着手しており、平成24年3月末時点で進捗率は約39%（事業費ベース）</li> </ul> <p>②事業の進捗の見込みの視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度については、トンネル洪水吐き本工事に着手したところ。今後、低水放流設備、選択取水設備工事に順次着手し、平成27年度に完了する見込みである。</li> </ul> <p>③コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トンネル洪水吐きのトンネル覆工厚の見直し、CSG盛土の採用などにより、設計段階においてコスト縮減に努めている。</li> <li>・鹿野川ダム改進黨については、コンジット新設案、クレストゲート新設案、トンネル洪水吐新設案、下流ダム新設案について比較検討を行い、技術的な実現性、社会環境への影響の観点から現計画案（トンネル洪水吐新設案）が妥当であると判断している。</li> </ul>   | 継続 | 水管理・国土保全局治水課（課長 森北 佳昭） |

※今回の再評価における費用便益分析は、現計画の総事業費及び工期を用いて評価を行ったものである。なお、現在進めている「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（平成22年9月28日河川局長通知）に基づく検証においては、総事業費及び工期についても点検を行ったうえで、その後の検討を行うこととしている。

※※美和ダム再開発に係る事項のみ記載している。

【その他施設費】

【官庁営繕事業】

| 事業名<br>事業主体                    | 該当基準       | 総事業費<br>(億円) | 評価           |              |             |   | 再評価の視点<br>(投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト削減等)  | 対応方針 | 担当課<br>(担当課長名)                     |
|--------------------------------|------------|--------------|--------------|--------------|-------------|---|--|------|------------------------------------|
|                                |            |              | 事業計画の<br>必要性 | 事業計画の<br>合理性 | 事業計画の<br>効果 | その他   |  |      |                                    |
| 中央合同庁舎第8号館<br>大臣官房官庁営繕部        | 長期間<br>継続中 | 196          | 120<br>点     | 100<br>点     | 146<br>点    | 未利用容積の活用、分散している官署を集約化する必要性が認められる。移転・再配置、集約合同化で合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。 | <p>①事業の必要性</p> <p>1) 社会経済情勢等の変化<br/>・東日本大震災からの復興の足取りを確実なものとしつつ、財政健全化に向けた取組を進めるため、歳出全般の要なる点検が必要とされている。</p> <p>2) 事業の効果等<br/>・「事業計画の合理性」及び「事業計画の効果」の評価結果から本事業の効果が認められる。</p> <p>3) 事業の進捗状況<br/>・本体工事中</p> <p>②事業の進捗の見込み<br/>・平成25年度完成予定</p> <p>③コスト削減や代替案立案等の可能性<br/>・本事業の実施に合理性があり、「コスト削減や新たな代替案立案の可能性」の観点から現時点で事業の見直しの必要性は認められない。</p> <p>社会経済情勢等の変化はあるが、事業の必要性等については評価基準以上の評点となっている。また、今後の事業進捗も見込まれることから、本計画を継続することが妥当であると認められる。</p>  | 継続   | 大臣官房<br>官庁営繕部<br>計画課<br>(課長 西村 好文) |
| 中央合同庁舎第4号館<br>大臣官房官庁営繕部        | その他        | 581          | —<br>※1      | —<br>※1      | —<br>※1     | —<br>※1   | <p>①事業の必要性</p> <p>1) 社会経済情勢等の変化<br/>・東日本大震災からの復興の足取りを確実なものとしつつ、財政健全化に向けた取組を進めるため、歳出全般の要なる点検が必要とされ、特定国有財産整備計画から中央合同庁舎第4号館計画が除外された。</p> <p>2) 事業の効果等<br/>—※1</p> <p>3) 事業の進捗状況<br/>・検討業務終了。設計業務・本体工事発注前。</p> <p>②事業の進捗の見込み<br/>・今後の事業進捗を見込むことが困難。</p> <p>③コスト削減や代替案立案等の可能性<br/>—※1</p> <p>本計画については、今後の事業進捗を見込むことが困難な状況にあることから中止する。</p>   | 中止   | 大臣官房<br>官庁営繕部<br>計画課<br>(課長 西村 好文) |
| 仙台第1地方合同庁舎<br>(増築棟)<br>東北地方整備局 | 長期間<br>継続中 | 122          | 122<br>点     | 100<br>点     | 133<br>点    | 老朽・借用返還・分散を解消する必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で集約合同化による事業の効果が認められる。     | <p>①事業の必要性</p> <p>1) 社会経済情勢等の変化<br/>・東日本大震災からの復興の足取りを確実なものとしつつ、財政健全化に向けた取組を進めるため、歳出全般の要なる点検が必要とされている一方、東日本大震災の教訓を踏まえた防災機能強化が求められている。</p> <p>2) 事業の効果等<br/>・「事業計画の合理性」及び「事業計画の効果」の評価結果から本事業の効果が認められる。</p> <p>3) 事業の進捗状況<br/>・本体工事契約済、既存車庫取り壊し工事中</p> <p>②事業の進捗の見込み<br/>・平成26年度完成予定</p> <p>③コスト削減や代替案立案等の可能性<br/>・本事業の実施に合理性があり、「コスト削減や新たな代替案立案の可能性」の観点から現時点で事業の見直しの必要性は認められない。</p> <p>社会経済情勢等の変化はあるが、事業の必要性等については評価基準以上の評点となっている。また、今後の事業進捗も見込まれることから、本計画を継続することが妥当であると認められる。</p> | 継続   | 大臣官房<br>官庁営繕部<br>計画課<br>(課長 西村 好文) |

|                     |            |    |          |          |          |  |   |    |                                    |
|---------------------|------------|----|----------|----------|----------|--|---|----|------------------------------------|
| 東豪合同庁舎<br>関東地方整備局   | 長期間<br>継続中 | 90 | 133<br>点 | 100<br>点 | 146<br>点 | 分散・老朽を解消する必要性が認められる。移転・再配置、集約合同化で合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。         | <p>①事業の必要性</p> <p>1) 社会経済情勢等の変化<br/>・東日本大震災からの復興の足取りを確実なものとしつつ、財政健全化に向けた取組を進めるため、歳出全般の更なる点検が必要とされている。</p> <p>2) 事業の効果等<br/>・「事業計画の合理性」及び「事業計画の効果」の評価結果から本事業の効果が認められる。</p> <p>3) 事業の進捗状況<br/>・本体工事中</p> <p>②事業の進捗の見込み<br/>・平成25年度完成予定</p> <p>③コスト縮減や代替案立案等の可能性<br/>・本事業の実施に合理性があり、「コスト縮減や新たな代替案立案の可能性」の観点から現時点で事業の見直しの必要性は認められない。</p> <p>社会経済情勢等の変化はあるが、事業の必要性等については評価基準以上の評価となっている。また、今後の事業進捗も見込まれることから、本計画を継続することが妥当であると認められる。</p>                         | 継続 | 大臣官房<br>官庁高層部<br>計画課<br>(課長 西村 好文) |
| 立川地方合同庁舎<br>関東地方整備局 | 長期間<br>継続中 | 55 | 128<br>点 | 100<br>点 | 133<br>点 | 狭あい・分散・老朽を解消する必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で集約合同化による事業の効果が認められる。 | <p>①事業の必要性</p> <p>1) 社会経済情勢等の変化<br/>・入居予定官舎の一部が入居を取り止めたことに加え、東日本大震災からの復興の足取りを確実なものとしつつ、財政健全化に向けた取組を進めるため、歳出全般の更なる点検が必要とされている。</p> <p>2) 事業の効果等<br/>・「事業計画の合理性」及び「事業計画の効果」の評価結果から本事業の効果が認められる。</p> <p>3) 事業の進捗状況<br/>・本体工事中</p> <p>②事業の進捗の見込み<br/>・平成25年度完成予定</p> <p>③コスト縮減や代替案立案等の可能性<br/>・本事業の実施に合理性があり、「コスト縮減や新たな代替案立案の可能性」の観点から現時点で事業の見直しの必要性は認められない。</p> <p>社会経済情勢等の変化はあるが、事業の必要性等については評価基準以上の評価となっている。また、今後の事業進捗も見込まれることから、本計画を継続することが妥当であると認められる。</p> | 継続 | 大臣官房<br>官庁高層部<br>計画課<br>(課長 西村 好文) |

事業計画の必要性—既存施設の老朽・狭あい・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標  
 事業計画の合理性—採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標（合理性の有無により、100点か0点のいずれかを評価とする）  
 事業計画の効果 — 「業務を行うための基本機能」と「施策に基づく付加機能」の2つの機能について評価する指標  
 （採択要件：事業計画の必要性100点以上、事業計画の合理性100点、事業計画の効果100点以上を全て満たす）

※1 事業の必要性等に変化はないが、今後の事業進捗を見込むことが困難であり、コスト縮減や代替案立案等（事業手法・施設規模等の見直し）の可能性はない。国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領 第5. 4. ③による中止。

## 平成24年度予算に係る再評価結果一覧

【公共事業関係費】

【ダム事業】  
(補助事業)

| 事業名<br>事業主体       | 該当基準 | 総事業費<br>(億円) | 費用便益分析         |  | 費用:C<br>(億円) | B/C | 貨幣換算が困難な効果等<br>による評価   | 再評価の視点<br>(投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等)   | 対応方針 | 担当課<br>(担当課長名)            |
|-------------------|------|--------------|----------------|--|--------------|-----|--|---|------|---------------------------|
|                   |      |              | 貨幣換算した便益:B(億円) | 便益の内訳及び主な根拠  |              |     |  |   |      |                           |
| 井手口川ダム建設事業<br>佐賀県 | 再々評価 | 138          | 245            | <p>【内訳】<br/>被害防止便益：120億円<br/>流水の正常な機能の維持に関する便益：122億円<br/>残存価値：3.2億円</p> <p>【主な根拠】<br/>年平均浸水被害軽減戸数：40戸<br/>年平均浸水軽減面積：34ha</p> | 158          | 1.5 | <p>・井手口川流域では、過去には昭和51年8月、近年では平成2年7月の洪水により浸水被害が発生している。主な洪水被害としては、昭和51年8月に浸水家屋132戸、平成2年7月に浸水家屋123戸の洪水被害が発生している。</p> <p>・主な浸水被害としては、平成6年8月に井手口川の枯渇による農作物の枯死や、伊万里市では12時間断水による給水制限が5日間行われるなどの浸水被害が発生している。</p> | <p>①事業の必要性等に関する視点<br/>・流域の伊万里市では、平成18年から平成23年の5年間で、人口2.1%減、世帯数4.6%増となっており、人口の減少が見られる。<br/>・水道事業については、当事業への参加内容に変更はない。また、既にダム直下には浄水場施設が完成している。</p> <p>②事業の進捗見込みの視点<br/>・平成24年4月末に試験湛水が完了し、付替水道、地すべり対策工等の残事業を実施し、平成24年度には井手口川ダム建設事業が完成する見込みである。</p> <p>③コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点<br/>・設計せん断強度の検討による基礎地盤標高の見直しを図り、基礎掘削量等の減及び右岸部のアバウト処理工法の見直しによるコンクリートボリュームの減、止水処理計画の一部をグラウト処理から表面止水工に変更することによる止水処理（カーテングラウト）の減等、建設コストの縮減を図った。</p> | 継続   | 水管理・国土保全局治水課<br>(課長 森北佳昭) |

### 中止事業について

| 事業区分             | 事業名<br>事業主体<br>(所在地)                 | 中止理由  |
|------------------|--------------------------------------|---|
| 官庁営繕事業<br>(直轄事業) | 中央合同庁舎第4号館<br>大臣官房官庁営繕部<br>(東京都千代田区) | 東日本大震災からの復興の足取りを確実なものとしつつ、財政健全化に向けた取組を進めるため、歳出全般の更なる点検が必要とされ、特定国有財産整備計画から計画が除外された。<br>今後の事業進捗を見込むことが困難な状況にあることから中止する。 |
|                  |                                      |   |
|                  |                                      |   |